

バーゼルⅡ第3の柱 開示事項

Kirayaka Financial Group

バーゼルⅡ第3の柱 定性的な開示事項

連結の範囲に関する事項

自己資本比率告示第三条又は第二十六条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団及び第三条又は第十五条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

該当事項はございません。

持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

P25、P28、P48、P56、P82をご覧ください。

自己資本比率告示第九条又は第三十二条及び第二十一条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

P25、P28、P48、P56、P82をご覧ください。

自己資本比率告示第八条第一項第二号イからハまで又は第三十一条第一項第二号イからハまで及び第二十条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

該当事項はございません。

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第十六条の二第一項第十一号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの又は同項第十二号に掲げる会社及び第五十二条の二十三第一項第十号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの又は同項第十一号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

該当事項はございません。

持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

該当事項はございません。

自己資本調達手段の概要

きらやかホールディングス 自己資本調達手段の概要

自己資本調達手段		概要
普通株式	129百万株	区分及び株式数 完全議決権株式 124百万株 完全議決権株式(自己株式等) 2百万株 単元未満株式 2百万株
期限付劣後債務	12,000百万円	銘柄 株式会社きらやかホールディングス第1回 期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付) 利率 平成18年3月22日から平成23年3月 22日まで 2.59% 平成23年3月22日以降 ロンドン銀行 間市場における6カ月ユーロ円ライポー に2.80%を加算したもの。 償還期限 平成28年3月22日 但し、5年目以降の毎利払時に、金融庁 の承認を得た上で期前償還が可能。

旧殖産銀行 自己資本調達手段の概要

自己資本調達手段		概要
普通株式	63百万株	区分及び株式数 完全議決権株式 63百万株 完全議決権株式(自己株式等) 1百万株 単元未満株式 1百万株
劣後特約借入金	6,000百万円	株式会社きらやかホールディングスが調 達した以下の社債からの借入金です。 銘柄 株式会社きらやかホールディングス第1 回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付) 利率 平成18年3月22日から平成23年3月 22日まで 2.59% 平成23年3月22日以降 ロンドン銀行 間市場における6カ月ユーロ円ライポー に2.80%を加算したもの。 償還期限 平成28年3月22日 但し、5年目以降の毎利払時に、金融庁 の承認を得た上で期前償還が可能。

旧山形しあわせ銀行 自己資本調達手段の概要

自己資本調達手段		概要
普通株式	62百万株	区分及び株式数 完全議決権株式 62百万株 完全議決権株式(自己株式等) 1百万株 単元未満株式 0百万株
劣後特約借入金	6,000百万円	株式会社きらやかホールディングスが調 達した以下の社債からの借入金です。 銘柄 株式会社きらやかホールディングス第1 回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付) 利率 平成18年3月22日から平成23年3月 22日まで 2.59% 平成23年3月22日以降 ロンドン銀行 間市場における6カ月ユーロ円ライポー に2.80%を加算したもの。 償還期限 平成28年3月22日 但し、5年目以降の毎利払時に、金融庁 の承認を得た上で期前償還が可能。

持株会社グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当グループでは、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各種リスクについて、それぞれのリスクに適したリスク管理を行うとともに、各種リスクを横断的に把握・評価する体制としております。また、計量化されたリスク量が各リスクカテゴリーに配賦した資本の範囲内に収まっていることを月次でモニタリングし、自己資本の充実度を評価する体制としております。各リスクカテゴリーに配賦する資本への原資は、自己資本から補完的項目の一部を控除した金額としております。

その他、次の基準で自己資本の充実度を評価しております。

自己資本比率

- ・Tier 1比率
- ・早期警戒制度の枠組みにおける「銀行勘定の金利リスク」量および「信用集中リスク」量

信用リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消滅し、損失を被るリスクをいいます。

当グループでは子銀行が、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により銀行全体のポートフォリオの信用リスク分散を図っております。

個別債務者の信用リスク管理については、審査部門が個別債務者毎に財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等の評価を行っております。評価は、新規与信実行時及び実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めております。自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うものであります。審査部門は、自己査定の集計結果等を経営に報告しております。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、リスク管理部門が、業種集中度や大口集中度等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。リスク管理部門は、モニタリング結果を定期的に経営に報告しております。

子銀行では、行内格付制度を導入しております。行内格付制度は、個別債務者に信用度に応じて信用格付けを付与し分類するもので、子銀行では、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行う上で、行内格付を利用しております。

○自己査定と償却・引当

子銀行では、金融検査マニュアル等に則した自己査定基準及び償却・引当基準を定めており、自己査定を定期的に行い、適切な償却・引当を行っております。

貸倒引当金は、償却・引当基準に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しております。「破綻懸念先」「破綻先」「実質破綻先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について、直接償却又は個別貸倒引当金の計上を行っております。

標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

当グループでは、保有資産のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付は、株式会社格付投資情報センター（R&I）および株式会社日本格付研究所（JCR）の格付を使用しております。なお、エクスポージャーごとの格付機関の使い分けは行っておりません。

内部格付手法が適用されるポートフォリオに関する事項

当グループでは、標準的手法を採用しているため、該当事項はございません。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、担保、保証、貸出金と預金の相殺、クレジット・デリバティブ等により、保有債権のリスクを削減する手法をいいます。

当グループでは子銀行が、貸出等の与信行為を行うにあたり、返済可能に関する十分な検証を行っておりますが、その上で、信用リスクを軽減するために、担保や保証等をいただくことがあります。子銀行が適用している担保や保証の種類

としては、担保では預金、有価証券、不動産等があり、不動産担保が大半を占めております。保証では、信用保証協会、政府関係機関、地方公共団体等が主なものとなっております。担保・保証の評価や管理等の手続については、当行が定める「担保規定」「担保取扱基準」等の行内規定に基づいて、適切な取扱を行っております。特に不動産担保については、厳正な担保評価を行うべく、詳細な規定を定めております。

また、貸出金と預金の相殺を行う取引としては、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバティブ取引を対象としております。

なお、自己資本比率算出にあたっては、金融庁告示の要件を満たす適格担保及び適格保証、並びに貸出金と自行預金の相殺を、信用リスク削減手法として適用しリスク・アセットを削減しております。適格担保の内容としては自行預金、国債、適格保証の内容としては住宅金融支援機構（前住宅金融公庫）や政府関係機関、地方公共団体の保証などが主なものとなっております。

派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当グループにおける派生商品取引としては、通貨関連取引等があります。派生商品取引における取引相手の信用リスクについては、カレント・エクスポージャー方式により信用リスク量を算出しております。

なお、子銀行においては派生商品取引に係る保全や引当の算出は行っておりません。

証券化エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

当グループでは、証券化取引へのオリジネーターやサービサー等としての関与はございません。

当グループでは投資家として、子銀行以外のオリジネーターによる証券化商品を購入しており、その証券化エクスポージャーに関しましては、金利動向、適格格付機関による格付情報等についてモニタリングを実施する管理態勢を構築しております。

証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出に使用する方式の名称

当グループでは、「標準的手法」により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額を算出しております。

証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出に使用する方式の名称

当グループでは、証券化取引へのオリジネーターやサービサー等としての関与はなく、該当事項はございません。

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

当グループにおける証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定には、適格格付機関であるR&I、JCR、Moody's、S&P、Fitchの格付を使用しております。なお、証券化エクスポージャーの種類に応じた適格格付機関の使い分けは行っておりません。

マーケット・リスクに関する事項

当グループの子銀行は国内基準採用行であり、マーケット・リスクは算出しておりません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

当グループでは子銀行が、お客様の利益を保護するとともにお客様の信頼を損なうことのないよう、規程の整備、営業店への研修や事務指導を通して堅確な事務処理体制の構築に努めております。

具体的には、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、情報管理、レピュテーション・リスク、イベント・リスクの5つに分けて管理しております。

また、個別規程として、事務リスク管理規程、システムリスク管理規程、レピュテーション・リスク管理規程等の行内規程を定め、各リスクについては、それぞれ事務部、システム部、経営企画部、総務部等の管理部署が個別リスクを管理し、事故データ等の蓄積を行っているほか、リスク管理部に定期的に状況を報告する態勢としております。

リスク管理部は、各部からの報告を踏まえてオペレーショナル・リスク全般のモニタリングを行っており、その結果を定期的に経営に報告しております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当グループでは、自己資本比率算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」(注)を採用しております。

(注)「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

出資等に関するリスクの管理の方針及び手続の概要

当グループの子銀行における出資等のリスクの管理につきましては、リスク管理部門において、定期的にリスクを評価し、その状況について、リスク管理担当役員等、経営への報告を行っております。

リスクの評価方法としては、上場株式等につきましては、時価評価およびバリュー・アット・リスク(VaR)によりリスク量を計測し、予め定めた損失限度額の遵守状況をモニタリングしております。

銀行勘定における金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要(市場リスク管理の方針及び手続の概要)

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクをいいます。

当グループでは子銀行において、市場取引執行部門であるフロントオフィス、市場取引事務部門であるバックオフィスおよびリスク管理部門であるミドルオフィスの3部門による相互牽制体制とし、市場リスク管理態勢の強化に努めております。

リスク管理部及び経営企画部は、市場リスク量を適切にコントロールするために市場リスクの状況をモニタリングしております。具体的には、計量可能な市場リスクについては市場リスク量を計測し、また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行って、金利・株・為替市場が大きく変動した

場合に、当行が抱える市場リスク量や、当行の損益に与える影響等を試算しております。また、リスク管理部は、市場リスクの状況について定期的に経営に報告しており、リスク管理委員会等において、市場リスクが当行の自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認するとともに、市場リスクのコントロールに関する方針の検討を行っております。

持株会社グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

当グループでは銀行勘定の金利リスク量を、保有期間1年、5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値によって計算される経済価値の低下額としております。

要求払預金のうち以下の定義による金額をコア預金とし、金利満期を2.5年として計算しております。

①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額

貸出金、預金等の期限前返済(解約)は考慮しておりません。

定量的な開示事項

バーゼルⅡ第3の柱による開示は、平成18年度以降適用される自己資本比率規制に対応しているため、平成19年3月期の数値のみを記載しております。

自己資本比率告示第八条第一項第二号イからハまで又は第三十一条第一項第二号イからハまで及び第二十条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本額を下回った会社の名称と所要自己資本額を下回った額の総額

該当額はございません。

自己資本の構成に関する事項

P67、P92、P117、P118をご覧ください。

自己資本の充実度に関する事項

(きらやかホールディングス)

信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

項目	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産(オン・バランス)項目】		
現金	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1	0
国際決済銀行等向け	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	3	0
国際開発銀行向け	0	0
我が国の政府関係機関向け	337	13
地方三公社向け	2	0
金融機関及び証券会社向け	20,208	808
法人等向け	227,687	9,107
中小企業等向け及び個人向け	109,716	4,388
抵当権付住宅ローン	64,783	2,591
不動産取得等事業向け	41,690	1,667
三月以上延滞等	6,477	259
取立未済手形	72	2
信用保証協会等による保証付	11,837	473
株式会社産業再生機構による保証付	—	—
出資等	15,896	635
上記以外	51,715	2,068
証券化(オリジネーターの場合)	—	—
証券化(オリジネーター以外の場合)	302	12
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	0	0
資産(オン・バランス)計	550,734	22,029
【オフ・バランス取引等項目】		
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
原契約期間が1年以下のコミットメント	8,161	326
短期の貿易関連偶発債務	5	0
特定の取引に係る偶発債務	8	0
N I F又はRUF	—	—
原契約期間が1年超のコミットメント	2,499	99
内部格付手法におけるコミットメント	—	—
信用供与に直接的に代替する偶発債務	9,111	364
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—	—
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	0	0
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	149	5
派生商品取引	61	2
長期決済期間取引	—	—
未決済取引	—	—
証券化エクスボージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスボージャー	—	—
オフ・バランス取引等 計	19,996	799
合計	570,731	22,829

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

連結総所要自己資本額

(単位：百万円)

項目	所要自己資本額
信用リスク(標準的手法)	22,829
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	1,958
合計	24,788

(旧殖産銀行)

信用リスクに対する所要自己資本の額(単体)

(単位：百万円)

項目	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産(オン・バランス)項目】		
現金	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
国際決済銀行向け	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—
国際開発銀行向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	83	3
地方三公社向け	—	—
金融機関及び証券会社向け	1,452	58
法人等向け	137,920	5,516
中小企業等向け及び個人向け	57,722	2,308
抵当権付住宅ローン	29,375	1,175
不動産取得等事業向け	20,538	821
三月以上延滞等	4,307	172
取立未済手形	35	1
信用保証協会等による保証付	6,604	264
株式会社産業再生機構による保証付	—	—
出資等	7,185	287
上記以外	13,487	539
証券化(オリジネーターの場合)	—	—
証券化(オリジネーター以外の場合)	—	—
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	0	0
資産(オン・バランス)計	278,715	11,148
【オフ・バランス取引等項目】		
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
原契約期間が1年以下のコミットメント	202	8
短期の貿易関連偶発債務	—	—
特定の取引に係る偶発債務	—	—
N I F又はRUF	—	—
原契約期間が1年超のコミットメント	257	10
内部格付手法におけるコミットメント	—	—
信用供与に直接的に代替する偶発債務	4,823	192
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—	—
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	58	2
派生商品取引	46	1
長期決済期間取引	—	—
未決済取引	—	—
証券化エクスボージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスボージャー	—	—
オフ・バランス取引等項目 計	5,388	215
合計	284,103	11,364

単体総所要自己資本額

(単位：百万円)

項目	所要自己資本額
信用リスク(標準的手法)	11,364
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	960
合計	12,324

(旧殖産銀行)

信用リスクに対する所要自己資本の額(連結)

(単位：百万円)

項目	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産(オン・バランス)項目】		
現金	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
国際決済銀行向け	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—
国際開発銀行向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	83	3
地方三公社向け	—	—
金融機関及び証券会社向け	1,452	58
法人等向け	137,920	5,516
中小企業等向け及び個人向け	57,722	2,308
抵当権付住宅ローン	29,375	1,175
不動産取得等事業向け	20,538	821
三月以上延滞等	4,307	172
取立未済手形	35	1
信用保証協会等による保証付	6,604	264
株式会社産業再生機構による保証付	—	—
出資等	7,185	287
上記以外	13,237	529
証券化(オリジネーターの場合)	—	—
証券化(オリジネーター以外の場合)	—	—
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファン ド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	0	0
資産(オン・バランス)計	278,464	11,138
【オフ・バランス取引等項目】		
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的 に取消可能なコミットメント	—	—
原契約期間が1年以下のコミットメント	202	8
短期の貿易関連偶発債務	—	—
特定の取引に係る偶発債務	—	—
N I F又はR U F	—	—
原契約期間が1年超のコミットメント	257	10
内部格付手法におけるコミットメント	—	—
信用供与に直接的に代替する偶発債務	4,823	192
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却 等(控除後)	—	—
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分 払込債券	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券に よる担保の提供又は有価証券の買戻条件付 売却若しくは売戻条件付購入	58	2
派生商品取引	46	1
長期決済期間取引	—	—
未決済取引	—	—
証券化エクスポージャーに係る適格流動性 補完及び適格なサービサー・キャッシュ・ア ドバンス	—	—
上記以外のオフ・バランスの証券化エク スポージャー	—	—
オフ・バランス取引等項目合計	5,388	215
合計	283,853	11,354

連結総所要自己資本額

(単位：百万円)

項目	所要自己資本額
信用リスク(標準的手法)	11,354
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	987
合計	12,341

(旧山形しあわせ銀行)

信用リスクに対する所要自己資本の額(単体)

(単位：百万円)

項目	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産(オン・バランス)項目】		
現金	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1	0
国際決済銀行向け	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	3	0
国際開発銀行向け	0	0
我が国の政府関係機関向け	254	10
地方三公社向け	2	0
金融機関及び証券会社向け	18,233	728
法人等向け	97,992	3,919
中小企業等向け及び個人向け	50,381	2,015
抵当権付住宅ローン	35,407	1,416
不動産取得等事業向け	21,151	846
三月以上延滞等	2,156	86
取立未済手形	37	1
信用保証協会等による保証付	5,233	209
株式会社産業再生機構による保証付	—	—
出資等	8,656	346
上記以外	21,364	854
証券化(オリジネーターの場合)	—	—
証券化(オリジネーター以外の場合)	302	12
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファン ド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	0	0
資産(オン・バランス)計	261,180	10,442
【オフ・バランス取引等項目】		
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的 に取消可能なコミットメント	—	—
原契約期間が1年以下のコミットメント	7,959	318
短期の貿易関連偶発債務	5	0
特定の取引に係る偶発債務	8	0
N I F又はR U F	—	—
原契約期間が1年超のコミットメント	2,241	89
内部格付手法におけるコミットメント	—	—
信用供与に直接的に代替する偶発債務	4,288	171
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却 等(控除後)	—	—
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分 払込債券	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券に よる担保の提供又は有価証券の買戻条件付 売却若しくは売戻条件付購入	91	3
派生商品取引	14	0
長期決済期間取引	—	—
未決済取引	—	—
証券化エクスポージャーに係る適格流動性 補完及び適格なサービサー・キャッシュ・ア ドバンス	—	—
上記以外のオフ・バランスの証券化エク スポージャー	—	—
オフ・バランス取引等項目合計	14,608	581
合計	275,788	11,023

単体総所要自己資本額

(単位：百万円)

項目	所要自己資本額
信用リスク(標準的手法)	11,023
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	940
合計	11,963

(旧山形しあわせ銀行)

信用リスクに対する所要自己資本の額 (連結)

(単位: 百万円)

項目	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産(オン・バランス)項目】		
現金	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1	0
国際決済銀行向け	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	3	0
国際開発銀行向け	0	0
我が国の政府関係機関向け	254	10
地方三公社向け	2	0
金融機関及び証券会社向け	18,233	729
法人等向け	97,992	3,919
中小企業等向け及び個人向け	50,381	2,015
抵当権付住宅ローン	35,407	1,416
不動産取得等事業向け	21,151	846
三月以上延滞等	2,156	86
取立未済手形	37	1
信用保証協会等による保証付	5,233	209
株式会社産業再生機構による保証付	—	—
出資等	8,656	346
上記以外	21,377	855
証券化(オリジネーターの場合)	—	—
証券化(オリジネーター以外の場合)	302	12
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	0	0
資産(オン・バランス)計	261,192	10,444
【オフ・バランス取引等項目】		
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
原契約期間が1年以下のコミットメント	7,959	318
短期の貿易関連偶発債務	5	0
特定の取引に係る偶発債務	8	0
NI F又はRUF	—	—
原契約期間が1年超のコミットメント	2,241	89
内部格付手法におけるコミットメント	—	—
信用供与に直接的に代替する偶発債務	4,288	171
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—	—
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	91	3
派生商品取引	14	0
長期決済期間取引	—	—
未決済取引	—	—
証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—
オフ・バランス取引等項目合計	14,608	581
合計	275,801	11,025

連結総所要自己資本額

(単位: 百万円)

項目	所要自己資本額
信用リスク(標準的手法)	11,025
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	940
合計	11,965

信用リスクに関する事項

(旧殖産銀行)

(単位: 百万円)

取引種類の名称	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高
貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	453,163
うち貸出金	438,892
債権	88,932
デリバティブ	16,633
その他	—
合計	558,728

(単位: 百万円)

	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高		三月以上延滞エクスポージャーの期末残高
		うち貸出金	
製造業	51,883	47,812	637
農業	6,143	1,964	3
林業	28	18	—
漁業	76	68	15
鉱業	728	717	—
建設業	43,214	36,428	1,289
電気・ガス・熱供給・水道業	772	705	—
情報通信業	4,179	4,089	3
運輸業	6,784	5,955	26
卸・小売業	44,082	40,297	421
金融・保険業	16,724	9,362	6
不動産業	29,911	25,195	519
各種サービス業	101,796	89,020	1,536
国・地方公共団体	93,634	18,702	—
その他	158,774	158,551	580
業種別計	558,728	438,892	5,035
1年以下	52,863	44,941	—
1年超3年以下	41,717	32,296	—
3年超5年以下	56,777	50,350	—
5年超7年以下	60,999	35,623	—
7年超	304,640	234,423	—
期間の定めのないもの	41,732	41,257	—
残存期間別合計	558,728	438,892	—

(注) 1. 信用リスクエクスポージャーは全て国内向けであり、国外向けは保有しておりません。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

(単位: 百万円)

	国債	地方債	社債	その他の債券	合計
1年以下	—	—	1,294	—	1,294
1年超3年以下	1	2	2,877	8	2,888
3年超5年以下	—	—	5,233	—	5,233
5年超7年以下	5,499	1	4,248	75	9,825
7年超10年以下	7,419	—	1,567	125	9,112
10年超	60,577	—	—	—	60,577
期間の定めのないもの	—	—	—	—	—
合計	73,497	3	15,221	209	88,932

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中増減額（単体・連結共に同数）

（単位：百万円）

		期首残高	当期増減	期末残高
一般貸倒引当金	18年度	1,830	1,708	3,538
個別貸倒引当金	18年度	3,059	4,892	7,951
特定海外債権引当金勘定	18年度	—	—	—
合計	18年度	4,889	6,600	11,489

（一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳）

（単位：百万円）

	期首残高	当期増減額	期末残高
国内計	1,830	1,708	3,538
国外計	—	—	—
地域別合計	1,830	1,708	3,538
製造業	109	265	374
農業	17	7	24
林業	—	—	—
漁業	—	—	—
鉱業	51	△50	1
建設業	846	196	1,042
電気・ガス・熱供給・水道業	1	2	3
情報通信業	29	17	46
運輸業	7	30	37
卸売業	47	200	247
小売業	232	53	285
金融・保険業	5	15	20
不動産業	102	△18	84
各種サービス業	286	882	1,168
国・地方公共団体	—	—	—
個人	98	109	207
業種別計	1,830	1,708	3,538

（個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳）

（単位：百万円）

	期首残高	当期増減額	期末残高
国内計	3,059	4,892	7,951
国外計	—	—	—
地域別合計	3,059	4,892	7,951
製造業	563	915	1,478
農業	—	—	—
林業	—	—	—
漁業	6	△2	4
鉱業	—	297	297
建設業	586	464	1,050
電気・ガス・熱供給・水道業	3	△3	0
情報通信業	—	—	—
運輸業	—	—	—
卸売業	41	△14	27
小売業	92	6	98
金融・保険業	—	—	—
不動産業	115	464	579
各種サービス業	1,582	2,644	4,226
国・地方公共団体	—	—	—
個人	71	121	192
業種別計	3,059	4,892	7,951

業種別の貸出金償却の額（単体・連結共に同数）

（単位：百万円）

	貸出金償却
製造業	100
農業	—
林業	—
漁業	6
鉱業	—
建設業	1,243
電気・ガス・熱供給・水道業	—
情報通信業	—
運輸業	—
卸売業	38
小売業	84
金融・保険業	—
不動産業	265
各種サービス業	126
国・地方公共団体	—
個人	157
業種別計	2,019

リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高および資本控除した額

（単位：百万円）

	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額	
	格付適用	格付不適用
0%	92,361	15,840
10%	66,641	6,448
20%	7,560	467
35%	83,738	—
50%	5,561	6,106
75%	72,040	—
100%	172,637	—
150%	58	—
350%	—	—
自己資本控除	—	—
合計	500,596	28,861

（注）1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャー。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーやソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。

(旧山形しあわせ銀行)

(単位：百万円)

取引種類の名称	信用リスクに関する エクスポージャーの期末残高
貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引	428,672
うち貸出金	420,979
債権	112,662
デリバティブ	7,028
その他	—
合計	548,362

(単位：百万円)

	信用リスクに関する エクスポージャーの期末残高		三月以上延滞 エクスポージャー の期末残高
	うち貸出金		
製造業	53,077	47,984	1,235
農業	4,693	3,362	—
林業	85	46	—
漁業	43	19	—
鉱業	664	587	—
建設業	40,006	35,485	405
電気・ガス・熱供給・水道業	395	395	—
情報通信業	2,249	2,249	—
運輸業	9,284	9,010	—
卸・小売業	44,801	40,596	293
金融・保険業	37,099	11,382	0
不動産業	42,416	41,017	254
各種サービス業	65,361	58,459	421
国・地方公共団体	97,624	20,741	—
その他	150,565	149,641	—
業種別計	548,362	420,979	2,608
1年以下	61,575	61,026	—
1年超3年以下	53,153	24,312	—
3年超5年以下	55,661	41,205	—
5年超7年以下	48,458	33,546	—
7年超	281,630	228,843	—
期間の定めのないもの	47,885	32,045	—
残存期間別合計	548,362	420,979	—

(注) 1. 信用リスクエクスポージャーは全て国内向けであり、国外向けは保有していません。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

(単位：百万円)

	国債	地方債	社債	その他の債券	合計
1年以下	—	61	1,130	346	1,538
1年超3年以下	11,294	7	2,797	7,487	21,587
3年超5年以下	7,543	—	6,396	—	13,939
5年超7年以下	7,968	89	1,250	5,003	14,312
7年超10年以下	5,813	—	4,105	5,424	15,343
10年超	32,060	—	—	6,933	38,994
期間の定めのないもの	—	—	—	—	—
合計	64,680	158	15,680	25,196	105,715

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中増減額 (単体・連結共に同数)

(単位：百万円)

	期首残高	当期増減	期末残高	
一般貸倒引当金	18年度	2,192	76	2,268
個別貸倒引当金	18年度	5,086	2,275	7,361
特定海外債権 引当金勘定	18年度	—	—	—
合計	18年度	7,278	2,351	9,629

(一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	期首残高	当期増減額	期末残高
国内計	2,192	76	2,268
国外計	—	—	—
地域別合計	2,192	76	2,268
製造業	563	△24	539
農業	6	△3	3
林業	—	—	—
漁業	—	—	—
鉱業	6	△4	2
建設業	306	70	376
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	1
情報通信業	4	2	6
運輸業	26	29	55
卸売業	353	△25	328
小売業	151	△2	149
金融・保険業	5	2	7
不動産業	42	125	167
各種サービス業	534	△78	456
国・地方公共団体	—	—	—
個人	189	△16	173
業種別計	2,192	76	2,268

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	期首残高	当期増減額	期末残高
国内計	5,086	2,275	7,361
国外計	—	—	—
地域別合計	5,086	2,275	7,361
製造業	907	445	1,352
農業	—	—	—
林業	—	—	—
漁業	—	—	—
鉱業	146	△54	92
建設業	1,063	215	1,278
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—
情報通信業	—	—	—
運輸業	—	266	266
卸売業	1,987	△60	1,927
小売業	174	71	245
金融・保険業	—	—	—
不動産業	53	30	83
各種サービス業	525	1,043	1,568
国・地方公共団体	—	—	—
個人	227	319	546
業種別計	5,086	2,275	7,361

業種別の貸出金償却の額（単体・連結共に同数）

（単位：百万円）

	貸出金償却
製 造 業	21
農 業	—
林 業	—
漁 業	—
鉱 業	—
建 設 業	938
電気・ガス・熱供給・水道業	—
情 報 通 信 業	—
運 輸 業	—
卸 売 業	22
小 売 業	112
金 融 ・ 保 険 業	—
不 動 産 業	5
各 種 サ ー ビ ス 業	1
国 ・ 地 方 公 共 団 体	—
個 人	16
業 種 別 計	1,118

リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高

（単位：百万円）

	信用リスク削減手法勘案後の エクスポージャーの額	
	格付適用	格付不適用
0%	85,675	23,769
10%	54,356	14,561
20%	16,005	7,242
35%	100,392	—
50%	1,012	7,571
75%	62,092	—
100%	131,549	—
150%	694	—
350%	—	—
自己資本控除	—	—
合 計	451,775	53,143

(注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャー。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーやソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。

内部格付手法が適用される事項

当グループでは、標準的手法を採用しているため、該当事項はございません。

信用リスク削減手法に関する事項

該当事項はございません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(旧殖産銀行)

与信相当額の算出に用いる方式

通貨関連取引等の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込額（ポテンシャル・エクスポージャー）を付加して与信相当額を算出する方式をいいます。

グロス再構築コストの額の合計額

グロス再構築コストの額の合計額は、0円です。

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

該当額はございません。

ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額

234百万円です。

担保の種類別の額

該当額はございません。

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

派生商品取引のグロス再構築コストの額および与信相当額
（単位：百万円）

	平成18年度	
	単体	連結
グロス再構築コストの額	—	—
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案前）	234	234
派生商品取引	—	—
外国為替関連取引	0	0
金利関連取引	234	234
株式関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案後）	234	234

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入または提供の別に区分した額

該当額はございません。

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当額はございません。

(旧山形しあわせ銀行)

与信相当額の算出に用いる方式

通貨関連取引等の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込額（ポテンシャル・エクスポージャー）を付加して与信相当額を算出する方式をいいます。

グロス再構築コストの額の合計額

グロス再構築コストの額の合計額は、0円です。

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

該当額はございません。

ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額

70百万円です。

担保の種類別の額

該当額はございません。

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

派生商品取引のグロス再構築コストの額および与信相当額
(単位：百万円)

	平成18年度	
	単体	連結
グロス再構築コストの額	—	—
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案前）	70	70
派生商品取引	70	70
外国為替関連取引	70	70
金利関連取引	—	—
株式関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案後）	70	70

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入または提供の別に区分した額

該当額はございません。

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当額はございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

(旧殖産銀行)

連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項はございません。

連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項はございません。

(旧山形しあわせ銀行)

連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項はございません。

連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

投資家として保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成18年度	
	単体	連結
住宅ローン債権	500	500
合計	500	500

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト毎の残高及び所要自己資本

(単位：百万円)

	平成18年度			
	単体		連結	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
20%	500	4	500	4
100%	—	—	—	—
合計	500	4	500	4

(3) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

投資家として保有する証券化エクスポージャーのうち、告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

該当額はございません。

(4) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

自己資本比率告示附則第15条の適用はございません。

マーケット・リスクに関する事項

当グループの子銀行は国内基準採用行であり、マーケット・リスクは算出しておりません。

銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

(旧殖産銀行)

貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

(1) 上場している出資等又は株式等エクスポージャー（以下「上場株式等エクスポージャー」という。）

(2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー

銀行勘定における出資等の貸借対照表計上額および時価
(単位：百万円)

	平成18年度			
	単体		連結	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等	6,896		6,896	
上記に該当しない出資等	849		841	
合計	7,745		7,737	

出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成18年度	
	単体	連結
	売却損益額	425
償却額	301	301

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成18年度	
	単体	連結
	貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	△3,989

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成18年度	
	単体	連結
	貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	-

海外営業拠点を有する銀行については、自己資本比率告示第十八条第一項第一号（連結は第六条第一項第一号）の規定により補完的項目に算入した額
該当額はございません。

自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額
該当額はございません。

(旧山形しあわせ銀行)

貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

(1) 上場している出資等又は株式等エクスポージャー（以下「上場株式等エクスポージャー」という。）

(2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー

銀行勘定における出資等の貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	平成18年度			
	単体		連結	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等	5,997		5,997	
上記に該当しない出資等	3,413		3,413	
合計	9,410		9,410	

出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成18年度	
	単体	連結
	売却損益額	848
償却額	17	17

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成18年度	
	単体	連結
	貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	△3,154

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成18年度	
	単体	連結
	貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	△153

海外営業拠点を有する銀行については、自己資本比率告示第十八条第一項第一号（連結は第六条第一項第一号）の規定により補完的項目に算入した額
該当額はございません。

自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額
該当額はございません。

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

該当額はございません。

銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

金利ショックに対する経済価値の変動額
(旧殖産銀行)

平成19年3月期	
単体	連結
2,924百万円	2,924百万円

(旧山形しあわせ銀行)

平成19年3月期	
単体	連結
2,571百万円	2,571百万円

計算方法および前提条件

銀行勘定の金利リスク量は、保有期間1年、5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセントイル値と99パーセントイル値によって計算される経済価値の低下額としております。

要求払預金のうち以下の定義による金額をコア預金とし、満期を2.5年として計算しております。

①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額

貸出金、預金等の期限前返済（解約）は考慮しておりません。